

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

[議事録 1/3]

・統計の信頼性と在り方

公的統計基本計画の見直し前倒しの理由

経産省の統計不正操作事案の概要と発覚の経緯等

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

今日は、総務大臣の所信から特に気になる政策課題について伺いをしてまいります。今回の大臣所信、近年の中でも特に統計行政の比重が多かったように思います。また、昨年末に統計の不正操作問題も発覚したことから、ふだん余り取り上げられることのない統計行政について幾つかこれから問うていきたいと思いますが、その前に、大臣に一つだけ伺いたいと思います。



昨日 3 月 8 日は国際女性デーでした。今日、質疑者を見てもみると、私が三人目でございますが、三人とも女性です。7 日の日に列国議会同盟は 2016 年の各国議会の女性進出に関する報告書というものを発表しましたが、193 か国中の順位で日本は 163 位、G7 では日本は残念ながら最下位です。

一方で、日本の政府は、目標として指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに 30% とするということを掲げていますが、大臣、今のまま、もう 2017 年まで来ています、2020 年はすぐそこですが、何か御感想ありましたらお願いします。

○国務大臣(高市早苗君)



国会議員をどのように選んでいくか、どのように増やしていくかというのは、これは民主主義の根幹に関わる選挙制度の問題になるのか、また各党の努力目標になるのかということにもよりますけれども、これは本当に民主主義の根幹に関わる最も大切な部分でございますので、これは私たち行政をチェックしていただく国会というものの

権能にも関わることでございますから、今、国会で各党各会派で御議論をいただいているところだろうと思っております。

私自身が今、総務省の中で、とにかくどうやって女性の方々に持てる能力を発揮していただくか、働きや活躍に応じてしっかりとポストを取っていただくか、そんなことを考えながら取り組んでいることはございます。

まず一つは、テレワークの普及は全省庁の中で一位でございます。5,000 人ほどの職員ですが、もう既に4,700 人以上がテレワークを活用しているとい



う状況でございますし、他省に出向して総務省に久しぶりに戻ってきた女性職員が、本当にびっくりしたと、これだけテレワークで働くということについて職場の理解が得やすいということでびっくりしたと、大変子育てもしやすくなりましたという言葉もいただいています。

また、女性の消防吏員であったり、それから女性の自治体の職員の方々に、より活躍していただくためのプログラムも消防大学校や自治大学校で設定をして取り組んでおりますので、本当にまず自分のできるところから一生懸命取り組ませていただきます。

○吉川沙織君

今、議会における女性の割合、それから大臣が省庁の中でリーダーシップ取ってやっていただいている取組を御答弁いただきました。

総務省は確かに官房長も女性でいらっしゃいますし、多くの優秀な方いらっしゃることは存じておりますが、ただ、これが一般の社会に目を転じてみますと、例えば管理職に占める女性の割合は、日本は平成 28 年度版男女共同参画白書におい



ても非常に低いというような状況でございますし、最近の統計、これは指標を設けて出している指数ですが、そのジェンダーギャップ指数に見る格差でいいますと、統計を取っている 144 か国中、日本は 111 位にとどまっているというような状況ありますので、今のままですと政府が掲げている目標には程遠いのかなということを申し上げて、本題に入りたいと思います。

統計行政の話について伺っていきます。

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である公的統計は、社会の情報基盤でもあると言われています。だからこそ、統計法では、社会に必要とされる公的統計が正確かつ効率的に行われるよう整備されていると承知しています。

大臣所信では、統計行政について、「経済統計体系の再構築を図るための公的統計の基本計画の平成 29 年中の見直し」と言及されました。統計法は平成 19 年に全部改正された法律ですが、その統計法第四条によれば、国の行政機関の今後の 5 年間の取組を示すマスター



プランを作成することを定めており、このマスタープランを公的統計の整備に関する基本的な計画と言っています。

第一期基本計画は平成 21 年 3 月に、第二期基本計画は平成 26 年 3 月に定められたばかりであり、今年は 5 年ごとの見直しの年には該当していません。統計法第四条六、「政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。」とあります。

今年は、今申し上げましたとおり見直しの年次には該当していませんが、この公的統計の基本計画を見直しをする理由については、先月 2 月 23 日の第 106 回統計委員会での諮問第 102 号に基づくもので相違ございませんか。総務省に伺います。

○政府参考人(横山均君)

お答えします。



おおむね 5 年ごとに変更するというのが、おっしゃるとおり統計法の規定でございます。統計法の第四条では、統計をめぐる社会経済情勢の変化や現行基本計画の取組を踏まえまして、少なくとも 5 年ごとには計画を変更することとされております。

近年、ICTの進歩や経済社会のサービス化、シェアリングエコノミーの進展など、社会経済情勢は大きく変化しております。経済統計の改善や府省横断的な統計整備が強く求められているという状況であります。このため、諮

問のとおり、現行の公的統計基本計画を1年前倒しで変更しまして、新たな統計整備方針を確立しようとしているところでございます。

○吉川沙織君

今回の諮問第102号が出る前には、諮問第70号で総理から「国民経済計算の作成基準の変更について」などという、前段、どういう統計をやっていくかというのが政府全体の中であって今回の見直しにも至っているものと承知をしておりますが、この統計法の目的は、統計法第一条によれば、「公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」とされています。よって、公的統計は、行政利用だけでなく社会全体で利用される情報基盤として位置付けられています。



中でも、国勢統計、今申し上げた国民経済計算、その他国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計を基幹統計として位置付け、この特に重要な基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を図ることとされています。例えば、代表的な基幹統計としては、国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査、法人企業統計調査、学校基本調査などが挙げられますが、現在これらの基幹統計は幾つありますか。その総数を総務省に伺います。

○政府参考人(横山均君)

お答えします。

総数は現在56でございます。

○吉川沙織君

基幹統計の総数は56統計ということでございました。もちろん、総務省で所管しているもの、財務省で所管しているもの、それぞれあると思いますが、56統計ある基幹統計のうち経済産業省が所管をしている基幹統計は幾つありますか。総務省に伺います。

○政府参考人(横山均君)

経済産業省単独の統計は10統計でございます。そのほか、経済産業省と他府省が共管になっている統計が2統計あります。したがって、経済産業省所管の統計は合計で12統計あります。

○吉川沙織君

基幹統計の全省庁分合わせた数は 56、うち経済産業省単独が十で、共同所管のものを合わせると経済産業省所管の基幹統計は 12 ということを伺いました。つまり、特に重要な基幹統計の 56 のうち 5 分の 1 以上を占めるものが経済産業省が所管をしているという理解でよろしいかと思います。

基幹統計総数に占める割合が総務省に次いで高い経済産業省ですが、残念なことに、昨年 12 月 26 日、統計不正操作があったことを外部に公表しました。

不正が行われたとする当該統計調査、こちらは一般統計調査ですが、これについては、不正があったことを公表したと同時に、その当該不正が行われた統計調査については廃止をすることまで一気に発表しました。折しも昨年 11 月 18 日に国民経済計算の作成方法の変更が告示、公布され、さらに、不正公表 5 日前の昨年 12 月 21 日には経済財政諮問会議が統計改革の基本方針を発表した直後のことでした。



政府が統計改革、一生懸命やろうとしているときに、その足下で統計の不正が行われたということが発覚したことになります。ただ、もう不正が発覚してしまった以上は、原因を究明し、二度と同じことを繰り返さないようあらゆる方策を講じるべきではないかと思います。

この観点に立って幾つか伺います。まず、基幹統計 56 のうち 12 の基幹統計を持つ経済産業省に今回の統計不正事案の概要を伺います。

○政府参考人(土田浩史君)

お答え申し上げます。



昨年末、経済産業省の一般統計調査である繊維流通統計調査におきまして、過去のデータを長期間そのまま使用する、これらの数値の一部について 6 年間掛けてゼロにするといった不適切な処理が行われていたことが判明いたしました。

この結果、毎月公表している統計調査の数値と実際に企業から回答のあった数値に大きな乖離があることを確認したところでございます。その後の経過につきましては、先ほど委員から御指摘のあったとおりでございます。

経済産業省といたしましては、本事案は、本統計調査のみならず、政府全体の統計調査に対する信頼性を

損なう重大な事案であると認識しており、再びこのようなことが起きないよう、省を挙げて全力で再発防止策に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○吉川沙織君

本当に残念なことです。信頼して、それによって政策が決まったり補助金が決まったりする基となるデータで、もちろん、回答が集まらなくてそのときの担当者が苦渋の判断でそれが申し送りされて、誰もパンドラの箱を開けられなくてこういう不正が行われたものと思いますが、今審議官が答弁でおっしゃっていただいた不正の概要が発覚したのはなぜでしょうか。その発覚した経緯について伺います。



○政府参考人(土田浩史君)

お答え申し上げます。

昨年の11月17日になりますが、この統計調査の業務委託先の業者の担

当者が担当課の方を来訪いたしまして、先ほど申し上げたような不適切な処理が行われる旨職員に対して指摘したというのが契機になっているものでございます。

○吉川沙織君

残念ながら、内部からの指摘でもなく、内部からの告発や申告でもなく、外部からの指摘、しかも、その統計の業務を請け負っている受託事業者からの指摘で、組織として自浄作用が働かなかったばかりか、もしかしたらこの外部からの指摘がなければ不正はずっと続いたかもしれないという可能性が残念ながら大きくあります。

経済産業省は、昨年12月26日にこの不正の統計事案について公表し、その統計については廃止することを発表しましたが、統計行政をつかさどる総務省に通報したのはいつでしょうか。経済産業省に伺います。

○政府参考人(土田浩史君)

お答え申し上げます。



先ほど申し上げましたように、委託業務先から指摘を受けまして、その真偽を確かめるべく関係者への聞き取り調査や関係書類の調査など事実関係の精査に時間を要したことから、総務省に対しましては昨年12月22日に初めて報告を行ったところでございます。

○吉川沙織君

12月26日は、もうもちろん月からお分かりいただけるように、年末です。12月26日は月曜でした。12月22日に総務省、総務行政をつかさどる総務省の方にこの事案について報告をされたということでございますが、これは時間帯はどのような時間帯に報告をされたんでしょうか。

○政府参考人(土田浩史君)

お答えいたします。

夕方ということでございます。

○吉川沙織君

経済産業省は、12月26日月曜日に不正があったことを公表し、その調査については廃止することを発表しました。総務省は統計行政をつかさどりますが、そこに通告をしたのが12月22日の夕刻であったとのことでございます。12月22日は木曜日ですが、次の日は天皇誕生日でありますので祝日でございます。

よって、前の営業日、発表する前の営業日のしかも夕方にやっとこの事案について報告をしたということでございますが、総務省としてはこのタイミングでこういう話を聞かされていかがでしたでしょうか。

○政府参考人(横山均君)

統計行政又は公的統計に対する国民の信頼を大きく損なう行為として大変遺憾に感じております。

○吉川沙織君

経産省、今いる担当者の人がこれをやっていたわけではありませんので、ただ、こういう事案は二度と繰り返してはならないという思いで今お伺いをさせていただいています。

経産省は聞き取り調査等を行って、今年の1月と今年の2月にそれぞれ報告書を出しています。経産省が今回の不正事案を受けて2月に発表した報告書を見ますと、今回の不正操作事案における書類について、「保存期間を満了した書類についてはすでに廃棄済み」とされています。最近何か書類が廃棄されている事案が多いような気がしますが、廃棄されているということで、「事実関係の確認を行うことができなかった。」とされています。



その根拠はどこにあるかといいますと、経済産業省行政文書管理規則、平成23、4月1日シ第四号とされており、統計の企画・立案に関する文書など統計調査に関する事項については保存期間5年とされていること

にあるようですが、統計調査の文書保存の在り方としてはいかがなものかと思いますが、総務省として、この統計文書、5年で廃棄しちゃっていいものなんですか。御感想をお願いします。

○政府参考人(横山均君)

文書については、公文書の管理に関する法律に基づきまして、その調査票の重要性に鑑みて保存期間を決めるという立て付けになっております。したがって、その調査票を保有している行政機関において適切な保存期間を定めるべきであると、そのように感じております。



○吉川沙織君

調査票の重要性に鑑みてということでしたので、所管する経産省では5年程度の保存でいいということだったかも知れませんが、更に言えば、不正が行われていた当該部署においては、先ほど審議官から答弁ありましたように、一部のデータを改ざんを見えなくするために6年間で通減をさせていって6年間でゼロにする等の処理について、課長を含めた、最終的にそれを6年でゼロにしていこう、通減していこうと決めたときは課長を含めた課内の議論の中で決定をしている。にもかかわらず、この決定に係る行政文書の作成や保存も行われていません。

これは、ある側面で不正を認識していた証左でもあると考えていますが、この取扱いについて報告書の中ではどう書かれているかといいますと、「課長了解事項であったことが確認されたが、課長における改ざんの認識までは確認できなかった。」と記載があります。さっぱり意味が分かりませんが、1月公表の再発防止策には文書の保存に関する記載はありませんでした。ただ、1月27日の第105回統計委員会の指摘を受けて、2月公表の再発防止策には文書保存徹底の記載があります。

これ、行政文書の作成も徹底するべきと考えますが、再発防止策の一環として、経済産業省、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉村忠幸君)

お答えいたします。

再発防止策の中で文書の徹底を記載しておりまして、保存期間終了後、企画立案に関する文書については廃棄せず、国立公文書館に移管する等を徹底し、また調査結果の個票データ、電子媒体については永久保存を徹底することにしております。



○吉川沙織君

これ、2月に公表された「文書保存の徹底」のところを読み上げていただいたかと思いますが、今回の不正事案においては、もちろん、1月の再発防止策では文書保存の記載がないと統計委員会で指摘をされて、今回は書いてあります。ただ、今回の不正事案は、当該部署で6年掛けてデータをゼロにしようとするときに行政文書すら作成されていなかったということが一方で明らかになっています。

保存の徹底はもちろんですが、作成も徹底してほしいというそういう思いでお伺いしたんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉村忠幸君)

ただいまの議員の御指摘を踏まえてしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○吉川沙織君

是非、今後はこのようなことが起こらないようにしていただきたいと思います。

続きの議事録(2/3)は、[こちら](#)です。